

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護リハビリステーション すてっぷ
所在地	〒794-0821 愛媛県今治市立花町三丁目2番35号
事業所指定番号	愛媛県 0291636 号
管理者・連絡先	日原 裕好 電話：0898-35-5166
サービス提供地域	今治市

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	常勤で2.5名以上
理学・作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	2名以上
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日まで ただし、祝日及び8月14日～8月16日、 12月31日～1月3日までを除きます。	午前8時30分から午後5時30分まで (但し、土曜日は午前8時30分から 午後0時30分まで)

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護

⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談

⑧ 終末期の看護

※市の健康推進課及び保健医療機関、義務教育諸学校、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業者への情報提供を

了承する ・ 了承しない

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇔ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画等を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0898-35-5166
FAX 番号	0898-35-5167
担当者	西原 昌孝（作業療法士、株式会社すてっぷ代表者）
その他	相談・苦情については、代表者、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、代表者、担当者、管理者に引き継ぎます。

- 当事業所以外に市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

9. 運営法人の概要

事業者	株式会社すてっぷ
代表者	西原 昌孝
所在地・連絡先	〒794-0821 愛媛県今治市立花町二丁目9番27号 電話番号；0898-35-1212
事業所	訪問看護リハビリステーション すてっぷ
管理者	日原 裕好
所在地・連絡先	〒794-0821 愛媛県今治市立花町三丁目2番35号 電話番号；0898-35-5166

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒794-0821 愛媛県今治市立花町二丁目9番27号
名称 株式会社すてっぷ
代表者 西原 昌孝

事業所 所在地 〒794-0821 愛媛県今治市立花町三丁目2番35号
名称 訪問看護リハビリステーション すてっぷ
管理者 日原 裕好

年 月 日

説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____（続柄）

立会人 住 所 _____

氏 名 _____（続柄）

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたつて事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。